

平成14年12月25日

森林認証制度検討委員会  
委員長 三澤 毅

## 森林認証制度検討委員会報告

このことについて、平成13年10月以来検討を重ねてきたが、この度、別冊のとおり我が国にふさわしい森林認証制度として、「緑の循環認証会議(SGEC)」の設立を提言する。

## 我が国にふさわしい森林認証制度の創設に向けて（提言）

～ 森林認証制度検討委員会報告～

### はじめに

森林認証制度が注目されはじめたのは、海外では1980年代後半から90年代にかけてとされる。この時代は熱帯林の急激な破壊問題が環境運動の焦点となり、環境運動に熱心な消費者は自らが熱帯林の破壊を助長しないという「証し」を得るため、「持続可能な森林経営から生産された木材」ということを認証する制度として展開されてきた。特に、1992年の地球サミット以降、この制度は世界的に大きく動きだした。

我が国においてこの制度が話題となりはじめたのは90年代後半からで、林業・林材界では、ISOやFSCの制度内容が紹介・検討され、1999年以降には認証を取得する企業、地域、さらに個人も出現するようになった。また、各団体においても急速に関心が高まり検討が進められるようになってきた。

一方、地球温暖化防止にとって、温室効果ガスの吸収源としての森林の役割が、改めて見直されている。京都議定書に定められた森林への追加的、人為的活動など、森林管理のレベルを高めるうえで、吸収源としての森林を適正に評価し、これを認証により明らかにする必要がある。

そこで日本林業協会においては、森林・林業・木材産業における認証制度に対する認識を統一するとともに、我が国にふさわしい認証制度のあり方について研究・検討をすすめる時期にきていると判断し、森林認証制度検討委員会（三澤毅委員長）を発足させ、審議を重ねてきたところである。

ここに、検討してきた結果を報告する。

## 1 日本における森林認証制度の必要性

森林問題がグローバル化して以来、持続可能な森林管理の実現のために、森林認証が有効な手段であることが一般的に認識され、国際的な森林認証機関の活動が活発化している。

国際的には種々の森林認証が存在しており、日本の林産物市場にそれらの認証材が無秩序に流入する前に、日本にとっても有用な認証林産物と認め得るものか否か、を判断できる基準を明らかにしておく必要がある。特に、森林認証が普及、取得されていないが故に国産材が不利益を被る事態を防止しなければならない。

世界の森林認証制度は、環境運動体によるF S C認証制度が先行したが、認証制度に関心をもつ欧米各国を中心に、それぞれの国情に沿って工夫した国家を基本的な単位とする森林認証制度が導入されている。日本は先進国のなかで、その国固有の森林認証制度を擁していない数少ない国の一つとなっている。

日本は、海外には類をみない人工林の規模を有し、数世紀にわたる森林施業の歴史があり、他国に比べても優れた独自の「森林計画制度」や「保安林制度」が法制化され、これを基に森林を管理する仕組みが構築されている。こうした日本の実情を踏まえて、我が国にふさわしい森林認証制度の枠組みを考え、日本の森林は持続可能な森林経営に沿った管理が行われていることが内外に認知される仕組みを作る必要がある。

そのため、日本における森林認証制度は、幅広い国民の支持が得られるよう日本の自然環境や生活環境、更には生物多様性維持に配慮した森林を整備するという視点に立ち、生態的特性などの自然的状況や社会的状況等を踏まえるとともに、森林の所有構造、人工林率、林業経営の実情等の実態を考慮した、独自の日本型森林認証制度を確立する必要がある。

また、その認証制度は、世界に通用する国際性を有するとともに、森林計画制度や保安林制度等の国の施策との整合性を確保し、森林管理の向上に寄与するものとする。

## 2 日本にふさわしい森林認証制度のねらい

### (1) 方針

日本は世界最大の木材輸入国でありながら、国内の森林資源は年々充実してきている。一方、森林計画制度や保安林制度など法制度が完備され、良好な森林管理を保証し森林のもつ多様な価値を保持する仕組みが存在する。一方、持続可能な森林管理の実現には森林認証が有効な手段であることが、国際的に広く認識されてきている。

したがって、日本における森林認証制度は、現存の法制度のもとに努力されている持続可能な森林経営の活動を内外に明示するとともに、必要に応じて、環境保全、生物多様性、防災、フォレストスケープ（景観向上）等の機能を補完しつつ実現していくものとする。

しかし、我が国の森林所有構造は規模、形態など多様であり、国の施策体系としての市町村森林整備計画、森林施業計画、更には流域管理システムなど、森林管理の主体は重層的である。こうした所有者、管理主体の権利と意志決定を尊重することは極めて重要であることから、全国を網羅する認証を画一的に実施するものではない。また、政策的、経済的、社会的要求の達成を意図して特に設定される目的を容認し考慮していく必要がある。

### (2) 基本目的

森林認証制度は、日本の森林管理が国際基準にいう持続性を重視した経営とするものであるが、日本型森林認証制度を発足し発展させていく基本的な目的を、次の2項目とする。

- 1) 生態的、環境的、社会的にも、責任ある持続的森林経営を行っていることを保証する制度として、国内的にも国際的にも高い信頼性を得るとともに、国民に対し森林が供給する多様な便益の社会的な価値についての尊重を求める。
- 2) 国産材は持続可能な森林経営から生産され、再生可能で持続可能な循環型資源であることを保証し、これから産出される木質製品の市場を維持・開発する。

### 3 「緑の循環認証会議（S G E C、Sustainable Green Ecosystem Council）」の提言

我が国にふさわしい森林認証制度の設立について、本委員会は、2002年7月に中間報告を行い、その後、「森林認証基準WG」及び「森林認証制度運営体制WG」を設置し、検討を重ねてきたが、その結果を集約し、次のとおり「緑の循環認証会議」（以下、「S G E C」という）の設立を提言する（別図）。

#### （1）S G E C 森林認証の基準

S G E C 森林認証の基準づくりに当たっては、健全にして持続可能な森林の維持・管理の水準を向上させることを主目標とする。

その基盤は、現行の森林計画、保安林などの法制度、特に森林施業計画の活用におきつつ、国際性を十分に具備するため、モントリオールプロセスなどの基準・環境マネジメントシステムを日本の森林経営の現状に即して導入する。

基準のうちで特に、生物多様性など森林生態系機能の維持及び森林の水土保持など森林の環境機能の増進に重点をおく。

実施に当たっては、地域の実態に対応した認証単位とモニタリング手法を選定し、同時に森林資源の循環利用を促進すべく、認証森林からの林産物が広く認知されるよう努める。

これらの体制を総合的にすすめることによって、都市住民を含む、地域社会の福祉とともに、地球的規模の温暖化防止に貢献することが期待される。

以上の考え方にに基づき、S G E C 森林認証の基準としては、次のような内容を提案する。

#### 基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

対象森林の具体的内容（所有・管理・権利、法的規制、林種別面積・材積・箇所など）が明確に示されており、また、所有者自らの管理基本方針に基づいて、当該森林についての施業計画が作成されている。

#### 基準2 森林生態系の生産力及び健全性の維持

伐採は、持続的森林経営の理念に基づき計画的に行われ、伐採方式は原則として非皆伐又は小面積皆伐がとられている。更新は施業履歴を参照しつつ適地適木の原則に基づき行われ、続いて適正な保育及び間伐が行われている。

山火事や病虫獣害の防止について普及指導を含む適切な対処がとられ、また、農薬など化学物質の使用に注意が払われている。

### 基準 3 生物多様性の保全

生物多様性の保全計画は、ランドスケープレベルから代表的生態系タイプごとまでの管理計画が定められ、また、希少種、危急種、絶滅危惧種のほか、貴重な自然植生があればそれらが保護されている。

### 基準 4 土壌及び水資源の保全と維持

土砂流出防止や水資源保全のために、森林の伐採・集運材や林道開設に当たっては細心の注意が払われ、また、水系を化学物質による汚染から守る配慮がなされている。

### 基準 5 持続的森林経営のための法的・制度的枠組

関係する法律・条例等が順守されるとともに、地域社会の慣習的権利が尊重される。また、対象森林からの林産物を消費者に適正に提供するために他と仕分けするよう努める。

### 基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

市民ができるだけ森林に接触する機会を提供することに努める一方、入林者に対する環境教育や安全対策にも努める。森林管理に当たって、景観、野外レクリエーションにも配慮がされ、文化的・歴史的に価値ある森林は保護されている。

また、対象森林の二酸化炭素吸収源としての機能を高めるとともに、産出される林産物が有効に利用されている。

管理委託者や林業従事者に対しては、管理方針の理解を得るとともに、従業員に対して生活、健康、安全面での日常的配慮がなされている。

### 基準 7 モニタリングと情報公開

管理計画の見直し案に役立てるため、森林の現況及び管理の状態を定期的にモニタリングし、その概要は原則公開する。

対象森林について、施業記録のほか観察記録を極力残すとともに、自治体などによる広範囲の動植物モニタリングに協力態勢がある。

## ( 2 ) S G E C の組織及び運営

- 1 ) 持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される林産物の有効な利用を推進し、循環を基調とする社会構築により、資源循環型の潤いのある生活の広がりや緑豊かな自然環境の保全に資することを目的として、認証制度を運営する、「緑の循環認証会議 ( S G E C )」を設立する。
- 2 ) S G E C は、次の事業を行う。
  - ア S G E C 森林認証システム及びその森林から産出される林産物を扱う S G E C 分別・表示システムの運営
  - イ 審査機関の認定及びコンサルタント機関の登録
  - ウ 海外の認証機関との連携
  - エ 持続可能な森林経営に関する調査、普及 など
- 3 ) S G E C には、S G E C の運営に関する重要事項を議決する会長を長とする理事会を設置し、その下に業務を遂行する事務局と審査機関の業務運営を監査する監査委員会を設ける。
- 4 ) S G E C の目的が広く合意形成されたものにするため、各分野の有識者及び学識経験者で構成される評議会を設置し、S G E C の基本的運営事項を審議し会長に助言する。
- 5 ) S G E C 森林認証システムでは、申請者からの申請 ( コンサルタント機関による代行もできる ) により、森林認証基準に基づく審査機関からの審査報告を受けた S G E C は、監査委員会の議を経て申請者に対し、認証森林の認定書を交付する。また、審査機関は認証森林に対し、年 1 回の定期審査を行い、適正な運営管理の状況を確認する。
- 6 ) S G E C 分別・表示システムでは、事務手続きは前項と同じとするが、申請者に対し S G E C は認定事業者の認定書を交付する。さらに、S G E C は認定事業者の申請によりラベル、フラッグ等の表示ツールを頒布する。
- 7 ) 審査機関の認定に当たっては、申請主体とは独立した公平で中立な判定と

精度の高い審査が実施できる機関であり、他の森林認証制度とは独立した機  
関的役割を担う機関であることを要件とする。

8) コンサルタント機関の登録に当たっては、的確かつ円滑に申請者への助言  
あるいは代行業務を行う機関であることを要件とする。

9) S G E C に賛同し、賛助及び支援者として寄附協力が得られる支持者を募  
る。

### (3) S G E C 分別・表示システム

1) S G E C 森林認証された森林から産出される林産物（以下、「認証林産物」  
という）が、適正にユーザーサイドに提供されるよう、分別管理と表示管理  
を的確に推進することにより、S G E C の目的を保証し、信頼と安心の認証  
システムとしての機能を確立する。

2) 認証林産物の取扱を業務とすることを公開する事業者は、S G E C におけ  
る認定事業者としての認定を必要とする。認定事業者の業種は、認証林産物  
に係わる流通、加工、販売、建築・設計等の広い分野の業種を対象とする。

3) 認定事業者は、認証林産物が保管、加工、流通の各段階で特定し明示でき  
るよう、分別管理と表示管理を確立しなければならない。審査機関による事  
業者への認定審査及び年1回の定期審査は、その体制整備及び運営管理状況  
を重要な審査基準とする。

4) 認定事業者は、保管、製造加工、出荷などの各工程において、認証林産物  
が非認証の他の林産物と混在しないように分別して管理するとともに、その  
資料を整備する。

5) 認定事業者は、分別管理した認証林産物を、S G E C が制定した S G E C  
マークを付した標識看板、フラッグ、シート、ラベル、押印スタンプなどの  
表示ツールで明示する。また、認証林産物による製品にラベルなどの表示ツ  
ールを付して販売することができる。

6) S G E C 認証システムの進展を図るため、地域ごとに当システムの参画者及び賛同する団体、企業等で構成する、S G E C 地域推進会（仮称）の結成に努め、認証林産物の流通情報の交換・開示、認証林産物予約システムの確立などを行う。

7) S G E C 認証システムが、市民参加型の運営により普及を図っていくため、S G E C の趣旨に賛同する者を広く募り、緑の循環サポートクラブ（仮称）の結成に努める。

#### (4) S G E C の財政

##### 1) 財政運営の考え方

ア S G E C は認証制度全般の統轄機関として位置づけ、具体的な活動は審査機関やコンサルト機関の認定、登録、監査等の業務及び会議の運営など必要最小限のものに止める。

イ 当面5ヵ年間でS G E C の普及・定着期間とし、特に、その初期の財政は賛助金（賛助者）、支援金（支援者）並びに公的機関及び各種基金等の支援を主収入とした運営とする。なお、将来において、森林認証、林産物分別・表示システム認定の業務量の増大、更には認証材市場の形成が進展した段階では、これら認証森林及び認定分別・表示システムの交付料及び認証材のプレミアムの創出等による増益分を組み込んだ認証材ラベル交付料を主収入とした財政運営が想定される。

##### 2) 当面の財政

ア 財政収入は、紙パルプ産業、住宅産業等を含む林業・木材関連団体・法人等のほか、広くS G E C を支援する賛助者を対象に募る協賛金、S G E C に賛同する支援者に求める毎年の支援金及び各種基金等による支援を主財源とし、これに審査機関の認定料、コンサルタント機関の登録料、森林の認証及び林産物分別・表示システムの認定を行う場合の交付料、S G E C ラベルの発行を認定する場合の交付料等を加えたものとする。

イ また、財政支出については、理事会、評議会等の会議に要する経費（会場費、旅費、謝金等）、シンポジウム等普及啓発及び調査等に要する経費、事務局運営に要する経費（人件費、認定、登録、監査、ラベル管理等の事務費等）等とする。

## (5) S G E C と多角的相互承認

1990年代中頃に、F S C が森林認証制度を立ち上げて以来、世界各地で多様な森林認証システムが生まれてきた。そうした状況の下で設立する S G E C は、S G E C 認証水準の国際性の担保、認証システムの乱立による市場（消費者）の混乱の回避、認証コストの低減等の観点から、他のシステムとの連携が重要であり、その具体的対応として多角的相互承認を目指す必要がある。

### 1) S G E C 相互承認の基本方針

S G E C の相互承認への取組みは、以下の方針に基づいて実施すべきである。

S G E C は、相互承認を通して国際性をもつことが期待される一方で、「地域材」への貢献が期待されていることから、相互承認の仕組みと並行して「地域材」が尊重される仕組みを検討すべきであること。

S G E C 相互承認の対象となる認証システムは、様々な自然・社会・経済環境の下で成立しており、その理念、手続き等も区々であるが、S G E C の相互承認の基本姿勢としては、全てのシステムに対し、オープンかつニュートラルな姿勢で対応し、連携の可能性を追求すべきであること。

また、S G E C と他のシステムとの間に、大勢として「実質的同等性」が認められるなかで、部分的に異質性がある場合には、相互承認の有用性を勘案し、部分的な連携といった選択も含めて柔軟に対応すべきであること。

相互承認を巡っては、国際機関等での取組みが為されるとともに、システム間の国際的な動きも進展している。S G E C はこうしたグローバルな活動に積極的に参画し、国際社会と連帯した相互承認を目指すこと。

### 2) S G E C 相互承認活動の優先課題

S G E C は、国際的、多角的相互承認の実現に向けて、当面、以下の活動を優先して実施する。

S G E C が「持続可能な森林経営」の認証システムとしての適格性を有していることの国際的認識を早急に形成するため、S G E C の理念、認証基準、手続き等をパンフレットやHPを利用して、対外的なアピール活動を積極的に行う。

多様な他のシステムの理念、認証基準、手続き等を比較検討できる「比較表」を作成し、これに基づき S G E C と他システムとの実質的同等性の検証を行う。

我が国の森林、林産市場と関連の深い個別の認証システムとの意思疎通に務

めるとともに、グローバルな相互承認の枠組み作りを進めている国際機関・団体との情報・意見交換を積極的にすすめる。

森林・林業構造、自然・文化的条件に共通性が多く、経済・社会的にも密接な関係にある近隣アジアの国や地域との連携を模索し、S G E Cのイニシアティブにより、情報交換・意見交換、研究会の場を設ける等の活動を積極的に進める。

## 森林認証制度検討委員会委員等名簿

(順不同)

三澤 毅 (社)日本林業協会 副会長 (委員長)

岡本 敬三 (社)日本林業協会 副会長

真下 正樹 (社)日本林業経営者協会 副会長

神足 勝浩 (社)日本林業同友会 副会長

根橋 達三 (社)日本林業技術協会 専務理事

渡邊 恒 日本製紙連合会 副理事長

小林富士雄 (社)大日本山林会 会長

後藤 隆一 (社)全国木材組合連合会 副会長

木下 紀喜 全国森林組合連合会 専務理事

真柴 孝司 (社)全国林業改良普及協会 専務理事

田中 正則 (社)国土緑化推進機構 専務理事

(事務局)

絹川 明 (社)日本林業経営者協会 専務理事

真柴 孝司 (社)全国林業改良普及協会 専務理事

樋口 正義 (社)日本林業協会 専務理事 (平成 14 年 7 月 31 日まで)

中川 清郎 (社)日本林業協会 専務理事(平成 14 年 8 月 1 日から)

## 森林認証制度の検討経過

平成13年10月11日

「森林認証制度検討委員会」設立  
(社)日本林業協会正副会長会議

13年11月8日

第1回森林認証制度検討委員会

13年12月19日

第2回森林認証制度検討委員会

14年1月21日

第3回森林認証制度検討委員会

14年3月22日

第4回森林認証制度検討委員会

14年4月1日

第5回森林認証制度検討委員会

14年4月26日

第6回森林認証制度検討委員会

14年7月5日

第7回森林認証制度検討委員会

14年7月16日

第8回森林認証制度検討委員会  
中間報告了承

14年12月25日

第9回森林認証制度検討委員会  
最終報告了承

## WG委員名簿

(アイウエオ順)

### (1) 森林認証基準検討WG

- 江里口浩二 山梨県森林環境部森林環境総務課 企画担当副主幹  
大河内 勇 (独)森林総合研究所森林昆虫研究領域 チーム長  
金田 平 (財)日本自然保護協会 理事  
河村 精司 住友林業(株)山林・環境本部山林部 主席調査役  
木平 勇吉 日本大学生物資源学部森林資源学科 教授 (座長)  
月花 照雄 静岡県 佐久間町森林組合長  
小林富士雄 (社)大日本山林会 会長 (副座長)  
菰田 誠 (財)自然環境研究センター 研究主幹  
志賀 和人 筑波大学農林学系 助教授  
白石 則彦 東京大学大学院農学生命科学研究科 助教授  
立花 敏 (財)地球環境戦略研究機関 主任研究員  
(現在 (独)森林総合研究所林業経営・政策研究領域 主任研究官)  
田中 惣次 田中林業 代表  
田淵 隆一 (独)森林総合研究所多摩森林科学園教育的資源研究グループ  
長  
西村 勝美 (財)日本住宅・木材技術センター 研究開発部長

### (2) 森林認証制度運営体制WG

- 岡 勝男 (財)日本住宅・木材技術センター 専務理事  
岡本 敬三 (財)林業土木コンサルタンツ 理事長 (座長)  
木下 紀喜 全国森林組合連合会 専務理事  
黒野 吉金 (財)オイスカ 常務理事  
小山 真澄 群馬県 広報課  
後藤 隆一 (社)全国木材組合連合会 副会長  
佐々木 亮 (財)日本木材総合情報センター 情報第二課課長代理  
田中 正則 (社)国土緑化推進機構 専務理事  
中川 清郎 (社)日本林業協会 専務理事 (事務局)  
永田 信 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授  
根橋 達三 (社)日本林業技術協会 専務理事

半田 雅俊 N P O 緑の列島ネットワーク 理事  
藤倉 輝征 千葉県 林務課長  
藤原 敬 (独)森林総合研究所 理事  
真下 正樹 (社)日本林業経営者協会 副会長  
真柴 孝司 (社)全国林業改良普及協会 専務理事  
森下 強 (財)日本野鳥の会 普及室長代理  
渡邊 恒 日本製紙連合会 副理事長